



（２）22 の行動計画

22 の個々の行動計画ごとに〈内容〉、〈区の役割〉〈区民・地域組織・事業者に期待する役割〉〈これからの展開例〉を示し、次ページからの行動計画シートに表記しました。

〈これからの展開例〉は、今後区が取り組んでいく事業を例示したものです。

これまでの計画では、「アイデアボックス」と称して、今後取り組む事業の例示やアイデアを中心に記述していましたが、本計画では施策をしぼりこみ、実行していくものや具体的に検討していくものを中心に記述しました。

これらの事業については、〈これからの展開例〉に取組み別に S、A、B の３段階に分類し表示しました。

S：本計画期間中の早期実現をめざす事業のうち、「重点的な取組み」として、P21～P27 に掲げた事業

A：本計画期間中の早期実現をめざす事業

B：計画期間中の実施をめざし、調整を行っていく事業





行動計画

1



地区を定めみどりの保全を重点的にすすめます【新規】

内 容：

住宅地のみどりの多い地域では、既存の貴重な高木等のみどりが開発等で失われないように、みどりを守る地区の指定を行ったり、地域ぐるみでみどりを保全するルールづくりをすすめます。

区民・地域組織の役割：

- ・ みどりの保全モデル地区の指定に協力し、既存樹木を保全するためのルールを地域で検討する。
- ・ 制度や地域のルールなどに従い、自宅の高木等を保全する。

事業者の役割：

- ・ 開発等に際しては、制度や地域のルールを守り、既存樹木は極力残すように配慮する。
- ・ 地域のルールに従い、事業所の高木等を保全する。

区の役割：

- ・ みどりの保全モデル地区を指定し、しくみを整える。
- ・ 地区計画等みどりを守るための制度を提案し、地域とルールづくりをすすめる。

これから の展開例

- S 落合地域にみどりを保全する地区計画の策定を推進する。
- S 落合地域を中心に「みどりの保全モデル地区」を指定する。
- A 都市緑地法に基づく特別緑地保全地区*等について、新宿区での導入を検討する。

[S：重点的な取り組み A：早期の実現を努力 B：将来の実施を調整]



行動計画

2



地域の貴重な樹木・樹林等を守ります【拡充】

内 容：

貴重な高木、樹林、良好な生垣を守るため、保護樹木、保護樹林、保護生垣の指定をすすめていきます。また、より重要な樹木等を守るための制度の見直しと、保護樹木等所有者への支援策の充実を図っていきます。平成 20 年 4 月現在 1,026 本ある保護樹木を今後 10 年間で 1,100 本にすることをめざします。

区民・地域組織の役割：

- ・ 大きな樹木、樹林、生垣の所有者は、これらの樹木等を末永く残し、良好な維持管理に努める。
- ・ 大きな樹木、樹林、生垣を地域の財産として、落葉の清掃等を地域ぐるみで行っていく。

事業者の役割：

- ・ 開発等に際しては、既存の樹木、樹林を極力残す計画とし、残すことのできない樹木は移植する。
- ・ 事業所敷地内の緑化に努め、良好な維持管理を行う。

区の役割：

- ・ 保護樹木、保護樹林、保護生垣の指定をすすめる。
- ・ 維持管理費の一部助成を行うとともに、剪定等の区の支援拡大に努力する。
- ・ 既存樹木の保全をPRし、保護樹木の指定の拡大に努める。
- ・ 既存樹木を保全するためのより有効な制度を検討する。

これから の展開例

- S 地域のシンボルとなる樹木を「特別保護樹木」に指定する。
特に「景観重要樹木」の指定に際しては「特別保護樹木」の指定をすすめる。
- S 個人住宅に限定し、保護樹木の移植支援を検討する。
- S 保護樹木を対象に、落葉の回収と処理の区による実施を検討する。
- S 個人が所有する保護樹木の保全をすすめる。（都市緑地法の活用など）
- S 東京都と区市町村とが合同で策定する「緑確保の総合的な方針」策定の中で、保全施策や土地利用の特性に応じた緑の規制・誘導策について、提案と調整を行う。
- A 候補樹木を調べ、区側から働きかけて保護樹木の指定を働きかける。
- A 保護樹木の災害による枝折れ等、緊急時の区による維持管理支援を拡大する。
- B 保護樹木の伐採制限や後継樹植栽などのしくみづくりを検討する。

[S：重点的な取組み A：早期の実現を努力 B：将来の実施を調整]



行動計画

3



みどりの資源をリサイクルします【継続】

内 容：

民間などで支障や不要になった樹木を区が一時預かり、所有者に返したり、必要な人に斡旋するグリーンバンクの事業を実施します。また、剪定枝のチップ化、落葉の堆肥化等をすすめ、みどりの資源が捨てられないように有効に活用していきます。

区民・地域組織の役割：

- ・ 引越しや建て替えて樹木が不要になった場合は、グリーンバンクを活用する。
- ・ 自宅から出た植物ゴミや落葉は堆肥化してリサイクルする。

事業者の役割：

- ・ 開発等に当たってはグリーンバンクを活用し樹木の保護に努める。
- ・ 事業所から出た剪定枝や落葉は、チップ化、堆肥化してリサイクルする。

区の役割：

- ・ グリーンバンクを運営する。
- ・ 新たなグリーンバンクを確保し整備する。
- ・ ホームページを活用し、グリーンバンクの在庫情報等の情報提供を行う。
- ・ 公共の場に地域で活用できる落葉溜めを設置する。

これから の展開例

- A 不要樹木登録制度をつくり、樹木を区民から区民へ区が仲介するシステムを検討する。
- A 協働による公共施設での発生枝葉の全量のリサイクルをすすめる。
- A 学校や公園に落葉溜めを設置し、集めた落葉や回収した古い土を活用して、地域と協働で落葉堆肥作りに取り組む。また、出来上がった堆肥を区民等に配布する。
- B 地域毎にグリーンバンクの場所を確保する等利用者の負担を減らすしくみを構築する。
- B 剪定枝葉、古い土等をリサイクルする施設の設置・運営を検討する。

[S：重点的な取り組み A：早期の実現を努力 B：将来の実施を調整]



行動計画

4



区民ふれあいの森を整備します【新規】

内 容：

まとまった自然の残る区内唯一の公園である区立おとめ山公園を、都市計画事業として拡張整備して、自然や湧水を保全するとともに、区民が散策、遊び、体験などを総合的に体験できる「区民ふれあいの森」として整備、運営を行います。

区民・地域組織の役割：

- ・ 「区民ふれあいの森」のプランづくり、維持管理、運営活動に参加する。

事業者の役割：

- ・ 「区民ふれあいの森」の維持管理、運営活動に参加する。
- ・ 周辺地域での建て替え等に際しては、「区民ふれあいの森」と調和した施設整備に努める。

区の役割：

- ・ 都市計画手続き、用地買収を行う。
- ・ 整備、運営のための検討組織を立ち上げ、運営する。
- ・ 「区民ふれあいの森」の造成工事を行う。

これからの展開例

- S 公園に隣接する公務員宿舍用地と民有地約1.1haを買収し「区民ふれあいの森」を整備する。
- A 学識経験者、区民参加の検討組織により、整備、運営を検討する。
- A 区民等の寄附の植樹により将来の森を作るゾーンの設置を検討する。
- A 友好提携都市、伊那市の森林保全事業を支援すると共に、区民の環境学習等の場として活用する。
- B 多摩地区内の森を区が借り「区民の森」として運営することも検討する。
- B 湧水を保全するため、周辺地の雨水浸透対策*等の有効な施策を検討する。

[S：重点的な取組み A：早期の実現を努力 B：将来の実施を調整]



行動計画

5



親しめる水辺、アユが喜ぶ川づくりをすすめます【拡充】

内 容：

歴史と文化のシンボルとして、史跡である外濠を親水空間として活用を図っていきます。また、神田川や妙正寺川をアユ等の水生生物が生息し、区民が水に親しむことができるように、親水施設や生き物の生息を考慮した河床の整備等をすすめるとともに、区民参加の親水イベント等を実施します。

区民・地域組織の役割：

- ・ 区が主催する水辺や川に親しむ活動に積極的に取り組む。

事業者の役割：

- ・ 降雨の際、河川の水位が急上昇しないように、事業所敷地内の雨水貯留、浸透に努める。
- ・ 区の主催する水辺や河川に親しむ活動に積極的に取り組む。

区の役割：

- ・ 外濠の保全と利用について、整備方針を検討する。
- ・ 河川に親水施設の整備や、生き物を考慮した河床整備を東京都に働きかける。
- ・ 区民が水辺や河川、そして水の生物に親しめる区民参加のイベントを主催する。

これからの展開例

- S 区が外濠について、「区民ふれあいの水辺」として活用を図る。
- A (仮称)戸塚地域センターの建設に際し、(仮称)神田川ふれあいコーナー及び川へのアプローチ階段などを設置する。
- A 神田川ファンクラブは内容を工夫し、いっそうの参加者の拡大を図る。
- B 河川整備の機会を捉え、河床や護岸の親水化を促進する。また、河川管理用通路を、水辺とまちの散歩道として整備する。
- B 従来の河川空間を、区民が水辺とふれあい親しめる河川公園として整備を図る。

[S：重点的な取り組み A：早期の実現を努力 B：将来の実施を調整]



行動計画

6



区有公共施設のみどりづくりをすすめます【拡充】

内 容：

区有公共施設の新設や建て替えの際には、民間施設の緑化の模範となるように、緑被率 25%をめざした緑化を実施します。また、区の全ての公共施設を対象に、区民との協働による緑化をすすめます。さらに、河川の護岸緑化、道路のみどりの棚づくりなど公共空間の緑化を推進します。

区民・地域組織の役割：

- ・ 公共施設の緑化に際して、プランづくりや植え付け作業に参加する。
- ・ 完成後の緑地の維持管理を地域で担う。

事業者の役割：

- ・ 公共施設を模範として、事業所の緑化を実施する。
- ・ 緑地の維持管理作業に協力する。

区の役割：

- ・ 区有公共施設で民間施設の模範となる緑化、公共の空間で特色ある緑化をすすめる。
- ・ 区有公共施設の緑化のプランづくり、植栽基盤工事を行う。
- ・ 協働によりみどりを維持するしくみを検討する。

これから の展開例

- S 新設、建て替えの区有公共施設では、緑被率の原則 25%の実施をめざす。
- S 新設、建て替えの小中学校では、必ず屋上緑化、壁面緑化を実施する。
- S 区道にシンボルツリー、みどりの棚、バス停緑化を実施する。
- S 神田川の護岸緑化を実施する。
- A 全ての区有公共施設を対象に、地域と協働で緑化を行う。
- A 既設の区有公共施設緑地の補修や拡充、環境学習への活用等を図る。
- A 区有公共施設に、区民が米づくりや野菜づくりを体験でき、農作業を通じて地域が交流できる施設の整備を行っていく。

[S：重点的な取り組み A：早期の実現を努力 B：将来の実施を調整]



行動計画

7



公園を新たに確保します【新規】

内 容：

公園の少ない地域※、災害時の避難場所が不足している地域に公園を新たに確保していきます。また、立体都市公園*や借地公園*の確保を検討します。

※公園利用域の隙間の多い地域（P83 図 13）

区民・地域組織の役割：

- ・ 公園の少ない地域の土地、みどり豊かな土地の売却に際しては区に情報提供する。

事業者の役割：

- ・ 公園の少ない地域の土地、みどり豊かな土地の売却に際しては区に情報提供する。
- ・ 開発等に伴う提供公園については、区と協力し地域にあった整備をすすめる。

区の役割：

- ・ 公園の少ない地域や既存公園の拡張が必要な地域などで、適地があれば取得を検討する。
- ・ まちづくり事業等と連携し、公園を確保する。
- ・ 借地などでの公園の確保の方法も検討する。

これから の展開例

- S 公園の適地（公園の機能向上に資する用地や、公園の少ない地域など）があれば取得を検討し、魅力ある公園整備をすすめていく。
- A 公園の量、役割分担を踏まえた公園の確保方針を作成し、用地の取得を調整していく。
- A 公園の少ない地域等では、土地の相続、売却等の情報の早期収集に努める。
- A 開発事業等との連携による公園の確保をすすめる。
- B 立体都市公園、借地公園の確保や設置を検討する。

[S：重点的な取組み A：早期の実現を努力 B：将来の実施を調整]



行動計画

8



みどりを増やす制度の活用とみどりの計画・調査をすすめます【拡充】

内 容：

緑被率の少ない地域にみどりの推進モデル地区の指定をすすめます。さらに、緑化計画書制度を活用し、建築行為や開発に伴う既存樹の喪失を抑え、新たなみどりの創出を誘導します。また、みどりの基本計画の進行管理、みどりの実態調査を適時行っていきます。

区民・地域組織の役割：

- ・ みどりの推進モデル地区の指定を区とともに推進する。
- ・ 建て替え等の際には、緑化計画書の基準に従いみどりの保全と創出に努める。
- ・ みどりの実態調査に協力する。
- ・ みどりの計画づくりに協力する。

事業者の役割：

- ・ みどりの推進モデル地区のルールに基づき、新たなみどりの創出に努める。
- ・ 開発等の際には、緑化計画書の基準に基づきみどりの保全と創出に努める。
- ・ みどりの実態調査に協力する。
- ・ みどりの計画づくりに協力する。

区の役割：

- ・ 地域に対して緑化を推進するための制度を提案し、みどりの推進モデル地区の指定をすすめる。
- ・ 建て替えや開発に際して、みどりの保全と創出がより一層図られるように、緑化計画書制度を見直す。
- ・ みどりの基本計画の進行管理と見直しを適時行う。
- ・ みどりの実態調査を5年に一度行う。

これから の展開例

- S 筆筈地域を中心に「みどりの推進モデル地区」を指定する。
- A 緑化計画書で250㎡以上1,000㎡未満の敷地は、区独自基準として見直す。
 - ・ 緑化の種類を接道部*緑化だけでなく面積緑化も選択できるようにする等、区民、事業者が自主性を発揮できる基準を検討する。
- A 大規模開発に当たっては緑被率20%を確保するとともに、25%をめざした更なる緑化を誘導する。
- A みどりの基本計画の進行管理を適正に実施していく。
- A みどりの実態調査を5年に1度実施し、結果を施策に反映させる。



行動計画

9



地区を定め屋上等緑化を重点的にすすめます【新規】

内 容：

主に建ぺい率*の高い商業地域では、地上部に緑化する場所が少ないため、屋上緑化等推進モデル地区を指定し、積極的に屋上、壁面の緑化を推進していきます。

区民・地域組織の役割：

- ・ 「屋上緑化等推進モデル地区」の指定を区と共に推進する。
- ・ モデル地区では、自宅での屋上等緑化を実施する。

事業者の役割：

- ・ 「屋上緑化等推進モデル地区」の指定を区と共に推進する。
- ・ 開発等に際しては、制度に従い、屋上等緑化を実施する。
- ・ 地域のルールなどに従い、事業所の建て替えで屋上等緑化を実施する。

区の役割：

- ・ 地域に対して、屋上緑化や壁面緑化を推進するための施策を提案し、「屋上緑化等推進モデル地区」の指定をすすめる。

これから の展開例

- S 新宿駅周辺地域を中心に「屋上緑化等推進モデル地区」の指定をすすめる。
- A 東京都・区市町村合同で策定する「緑確保の総合的な方針」策定の中で、緑化推進施策の提案と調整を行う。

[S：重点的な取り組み A：早期の実現を努力 B：将来の実施を調整]



行動計画

10



地域の庭の公開をすすめます【新規】

内 容：

社寺、企業、大学などの民有地にある緑地や空地及び公有地の未利用地などを、地域の庭（コミュニティガーデン）として公開や活用を図ります。

区民・地域組織の役割：

- ・ 自然の残る民有地を市民緑地制度*により公開する。
- ・ 暫定利用の用地での花壇管理等を行い、地域の活動・交流の場とする。

事業者の役割：

- ・ 未利用地を暫定的にみどりの用地として提供する。
- ・ 公開空地等については、区と協力し地域にあわせたみどりの整備を行う。

区の役割：

- ・ 公共の未利用地を暫定的にみどりに活用する。
- ・ 公開する民有地を調整し、公開するための施設整備を行う。
- ・ 暫定利用できる用地を調整し、区民にみどりの活動の場として提供する。

これから の展開例

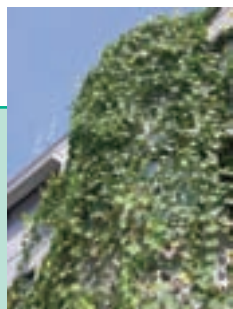
- A 公開空地*を準公園的位置づけとし、施設整備の指導基準づくりを検討する。
- A 公共の未利用地を洗い出し、緑地、遊び場として暫定利用をすすめる。
- B 管理者と調整のうえ、社寺、企業、大学等の緑地を地域の庭として開放する。
- B 区内の貴重なみどりの残る民有地を、市民緑地制度を活用して公開する。

[S：重点的な取組み A：早期の実現を努力 B：将来の実施を調整]



行動計画

11



空中緑花都市づくりをすすめます【拡充】

内 容：

都市化の進展で緑化余地の少ない新宿区で、みどりを増やす有効な手法である建物の屋上、ベランダ、壁面等の緑化を「空中緑花」と呼び推進していきます。

区民・地域組織の役割：

- ・ 自宅の屋上、壁面及びベランダを緑化する。
- ・ 既に屋上緑化や壁面緑化を実施している場合は、良好な維持管理に努める。
- ・ 屋上緑化講座に参加する。
- ・ 屋上等緑化の維持管理を地域で担う。

事業者の役割：

- ・ 既存の事業所の屋上や壁面の緑化に取り組む。
- ・ 事業所の新築や建て替えの際には、屋上緑化や壁面緑化を実施する。
- ・ 既に屋上緑化や壁面緑化を実施している場合は、良好な維持管理に努める。

区の役割：

- ・ 屋上緑化と壁面緑化の工事費の一部を助成する。
- ・ すべての区民・事業者に、みどりのカーテンを普及する。
- ・ 屋上、壁面、ベランダの緑化手法に関する講座を主催する。
- ・ 屋上緑化について、屋上緑化見本園を活用して屋上緑化をPRすると共に、設置工事や維持管理に関する情報を区民に発信する。

これから の展開例

- S ゴーヤやヘチマ等による壁面緑化（みどりのカーテン）を推進する。
- S 個人住宅を中心に、屋上、壁面緑化工事費の一部を区が助成する。
- A 屋上、壁面緑化の最新の工法、事例等の情報をホームページで随時発信する。
- B 「都市建築物の緑化手法」*の改定を検討する。

[S：重点的な取り組み A：早期の実現を努力 B：将来の実施を調整]



行動計画

12



防災に配慮したみどりをつくれます【継続】

内 容：

道路に面した敷地にあるブロック塀等が災害で倒壊するのを防ぎ、みどり豊かな都市をつくるため、生垣の設置等を推進していきます。また、樹木が持つ防災機能を都市に活かし、みどりによる安心のまちづくりをすすめていきます。

区民・地域組織の役割：

- ・ 区の助成を活用してブロック塀を生垣にする。
- ・ 敷地外周部を生垣にする。

事業者の役割：

- ・ 開発等に際しては、防災に配慮したみどりを設置する。
- ・ 事業所の外周部を生垣にする。

区の役割：

- ・ 生垣の防災機能や延焼防止効果の高い樹種などをPRする。
- ・ 区民等が施工する接道部*緑化の工事費の一部を助成する。

これからの展開例

- A 接道部緑化助成*の基準を、樹木の寸法基準を下げる等、より実態に即して見直す。
- A まちづくり事業、細街路*拡幅整備事業とリンクして生垣助成を推進する。
- A 防火機能の高い樹木や、防災に効果のある植栽方法をホームページで情報発信する。

[S：重点的な取組み A：早期の実現を努力 B：将来の実施を調整]



行動計画

13



新宿花いっぱい運動を推進します【新規】

内 容：

商業地を中心に、区が街路灯にハンギングバスケットを設置し、区民や事業者が「道のサポーター」*として協働で管理します。また、庁舎等の公共施設の周辺をハンギングバスケットやプランターで飾り、花とみどりによる美しくうるおいのある空間づくりをすすめます。

区民・地域組織の役割：

- ・ ハンギングバスケットやプランターの水やり等の維持管理作業に参加する。
- ・ 自宅前を花で飾る。

事業者の役割：

- ・ 商店会等が主体となって、ハンギングバスケットやプランターによる道路空間の緑化をすすめる。
- ・ 事業所前を花で飾る。
- ・ これらの花苗の交換や水やりなどの維持管理を行う。

区の役割：

- ・ 商店街の街路灯にハンギングバスケットを設置する。
- ・ 道路にプランターを設置して緑化に努める。
- ・ ハンギングバスケットやプランターの花苗を交換する。
- ・ ハンギングバスケットの水やり等維持管理に必要な道具を、区民や事業者に貸与する。

これから の展開例

- S 街路灯にハンギングバスケットを設置し、商店街や地域と協働管理する。
- A 公共施設エントランス周辺をプランター等で緑化し協働で管理する。
- A 新宿りっぱな街路樹運動での花壇づくりと連動して、街路に花を植え地域と協働で管理する。

[S：重点的な取組み A：早期の実現を努力 B：将来の実施を調整]



行動計画

14



都市の軸となるりっぱな街路樹づくりをすすめます【新規】

内 容：

新宿区街路樹管理指針*に基づき、1本1本の樹木を大きくするための維持管理や各々の場所に合った街路樹づくりをすすめ、まちの骨格となるみどりを創出していきます。また、路線を指定し、沿道の壁面後退を誘導し、街路樹の生育空間の創出をすすめ、都市にみどりの軸を創ります。平成17年度に8.55%だった道路の緑被率を今後10年間で10.0%にすることをめざします。

区民・地域組織の役割：

- ・ 沿道の建物の壁面後退に協力する。
- ・ 道のサポーターとして街路樹、花壇の維持管理に参加する。

事業者の役割：

- ・ 沿道の建物の壁面後退に協力する。
- ・ 開発の際には、沿道に高木を植栽したり、街路樹の生育するスペースを創出する。
- ・ 道のサポーターとして街路樹、花壇の維持管理に参加する。

区の役割：

- ・ 新宿りっぱな街路樹運動をすすめる。
- ・ 街路樹の生育空間を確保するための制度を整える。

これからの展開例

- S 路線毎の管理指針に基づき、きめ細かなレベルアップ剪定を実施する。
- S 新宿グリーンシンボルロード*計画に基づき、より魅力ある街路樹を整備する。
- S 東京都「緑の東京10年プロジェクト」街路樹倍増計画と連携し街路樹を整備する。
- S 「風のみち」、「緑陰豊かな街路路線」を対象に街路樹空間を創出する。
 - ・ 緑化計画書制度では、低木主体の接道部緑化を高木の植栽を誘導するように見直す。
- A 道のサポーター制度を活用した花壇、植樹帯の管理を推進する。
- A 新宿花いっぱい運動と連携して、街路樹の下に花壇を設置する。
- B ツツジを街路樹として整備する路線を検討する。
- B 区道で道路改良や電線地中化にあわせ、シンボルになる街路樹の整備を推進する。

[S：重点的な取組み A：早期の実現を努力 B：将来の実施を調整]



行動計画

15



魅力ある身近な公園をつくります【拡充】

内 容：

まちの財産である既存公園の再整備を区民と協働ですすめるとともに、公園の利用実態とニーズを調査し、「魅力ある身近な公園づくり基本計画」を策定します。

区民・地域組織の役割：

- ・ 公園のワークショップ、調査、維持管理に参加する。
- ・ 公園サポーターとして公園の維持管理に参加する。
- ・ 公園を地域の活動、交流の場として活用する。

事業者の役割：

- ・ 工事の資金、材料、器材等の提供について検討する。
- ・ 公園サポーターとして公園の維持管理に参加する。

区の役割：

- ・ 利用実態調査、公園整備計画づくりを区民参加で行う。
- ・ ワークショップを主催し、意見、設計のとりまとめと公園整備を行う。

これから の展開例

- S 公園の利用実態とニーズを調査し、個々の公園の役割、あり方を分析し、「魅力ある身近な公園づくり基本計画」を策定する。
- A 公園サポーター制度を活用し、住民参加による公園管理をすすめる。
- B 公園づくり基本計画に基づき、中、大規模公園についても区民参加で計画的に改修を行う。

[S：重点的な取り組み A：早期の実現を努力 B：将来の実施を調整]



行動計画

16



生き物の生息できる環境をつくります【拡充】

内 容：

生き物と共生し、ふれあえる都市の実現をめざして、都市化の進行により数が減少してしまった、チョウ、トンボ等の身近な昆虫や野鳥をまちに呼び戻すために、生き物の生息できる環境（ビオトープ）づくりをすすめます。

区民・地域組織の役割：

- ・ 自宅の庭や屋上に、チョウ、トンボ、野鳥の餌やすみかに配慮した樹木を植えたり、水辺を設ける。
- ・ 区民が主体となって、地域の拠点となるビオトープを管理運営する。

事業者の役割：

- ・ 事業所の敷地や屋上に、チョウ、トンボ、野鳥の餌やすみかに配慮した樹木を植えたり、水辺を設ける。
- ・ ビオトープの観察、維持管理活動へ参加する。
- ・ 開発等に際しては、ビオトープづくりに配慮する。

区の役割：

- ・ 学校や幼稚園などの公共施設にビオトープの整備を行う。
- ・ 地域毎に、地域拠点となるビオトープを設置する。
- ・ 既設のビオトープの積極的活用を図る。
- ・ 地域の拠点となるビオトープを、区民との協働で管理運営する。

これから の展開例

- S 地域の活動の拠点となる規模のビオトープを2年に1箇所設置する。
- A 地域の拠点となるビオトープを区と区民が協働で管理・運営していく。
- A 新宿中央公園ビオトープを、環境学習の場としてより一層活用する。
- B 学校が環境学習で既設の学校ビオトープを活用できるよう維持管理等を支援する。

[S：重点的な取組み A：早期の実現を努力 B：将来の実施を調整]



行動計画

17



歴史と文化を継承するみどりをつくります【新規】

内 容：

歴史や文化にゆかりのあるみどりを、地域の「みどりの記憶」としてを保全、再生し、次世代へ継承していきます。

区民・地域組織の役割：

- ・ みどりに関する地域の歴史と文化の情報を、区に提供する。

事業者の役割：

- ・ 事業所で歴史にちなんだみどりを配置する。
- ・ 開発や建て替えに際して、地域の歴史や文化を考慮した施設整備を検討する。

区の役割：

- ・ 歴史と文化にゆかりのあるみどりの情報を収集し、区民等に発信する。
- ・ 歴史と文化の情報に合わせ、地域と協力し歴史のみどりを整備する。
- ・ 歴史や文化にゆかりのあるみどりの保全や再生に努める。

これからの展開例

- S 新宿御苑北側散策路に、水の歴史的シンボルとして、また区民の憩いの場として「玉川上水を偲ぶ流れ」を創出する。
- A 江戸、明治時代等の地域の地形や歴史、文化にちなんだみどりの情報を活かして、区民との協働による保全、再生策を検討する。
- A 地域の思い出のみどりの保全を、公園の改修等の機会に十分考慮する。

[S：重点的な取組み A：早期の実現を努力 B：将来の実施を調整]



行動計画

18



地域ぐるみで緑化をすすめます【拡充】

内 容：

区民、事業者、区がそれぞれ役割を分担し協働することにより、みどりとうるおいにあふれる地域環境を実現します。

区民・地域組織の役割：

- ・ 町会や団体など地域が主体となった緑化に取り組む。
- ・ 地域で話し合い、緑化活動を計画、実施する。

事業者の役割：

- ・ 事業所の敷地を花や樹木で緑化する。
- ・ 商店会が主体となって地域の緑化をすすめる。

区の役割：

- ・ みどりの協定*の締結をすすめ、花苗等を支給することで地域緑化を支援する。
- ・ 地域の活動の担い手であるみどりの協力員を養成する。
- ・ 地域でみどりの活動を行っている区民や団体に、技術的なアドバイスや器具の貸出し等の支援を行う。

これから の展開例

- A みどりの協定*では新しいグループが入り、より多くの地域が緑化されるように、支援内容の充実を図る。
- A 町会や団体など地域が主体となって開催する緑化イベントを支援する。
- A 鉄道事業者に対して、軌道敷の緑化を働きかける。
- B みどりの協力員の登録、派遣のしくみを検討する。

[S：重点的な取り組み A：早期の実現を努力 B：将来の実施を調整]



行動計画

19



みどりを普及奨励します【継続】

内 容：

みどりに関する様々な形の普及啓発活動を実施することにより、区民が暮らしの中でみどりとふれあう機会を増やすと共に、みどりの保護・回復の啓発を行います。

区民・地域組織の役割：

- ・ みどりに関するイベント、講座、相談に参加し、みどりへの関心、知識を高める。

事業者の役割：

- ・ 企業としてみどりに関する意識を高める。

区の役割：

- ・ みどりの必要性や大切さを、広報紙やホームページを活用して区民等に伝える。
- ・ 区民の参加できるみどりの講座、生き物調査等を企画する。
- ・ みどりの講座や緑化相談を開催して、区民のみどりに関する知識や関心を高める。
- ・ イベントの開催を通して、区民がみどりとふれあい、知識や関心を高める機会を設ける。

これからの展開例

- A 広報紙やホームページを活用して、みどりの施策に関する広報を一層すすめる。
- A 民間の緑化の良好事例を表彰、公表する。
- A みどりのモデル地区指定等にあたっては、みどりの大切さやみどりを育てる楽しさを区民や事業者に知ってもらうために、みどりの栽培キットの配布や、みどりに親しむ啓発イベントを開催する。
- B みどりに関する相談窓口を常設する。
- B 庭や屋上緑地に地植えできるか審査し、希望の苗木を支給する制度を検討する。

[S：重点的な取組み A：早期の実現を努力 B：将来の実施を調整]



行動計画

20



国・都・他区と連携していきます【継続】

内 容：

国、東京都、隣接区等とみどりに関する連携を深め、広域的な観点からみどりの保全と創出をすすめていきます。

区民・地域組織の役割：

- ・ 国や東京都が行うみどりの施策について協力する。

事業者の役割：

- ・ 国や東京都が行うみどりの施策について協力する。

区の役割：

- ・ 隣接区の公園、みどり等との繋がりも考慮し、みどりの施策を推進する。
- ・ 国、東京都のすすめる施策の、区による効果的な実施を検討し連携を図っていく。
- ・ 国、東京都の施設の緑化を働きかける。

これから の展開例

- S 国、東京都の施設の新設、建て替えの際等に将来目標をめざした緑化を働きかける。
- S 東京都の「環境軸」のしくみを活用して環境軸推進地区を定め、「都市開発諸制度*活用方針」に基づく開発にあわせた緑づくりなど、様々な創意工夫によって沿道に豊かな緑を創出します。
- S 東京都の「公開空地等のみどりづくり指針」と連携し、開発に合わせた、豊かで質の高い緑の創出を誘導していく。
- A みどりの広域的なまとまり、つながりを守り創るため、周辺区との調整、施策的連携を図っていく。
- A 区全庁横断的な、みどりについて検討する組織をつくる。
- A 校庭芝生化、街路樹の倍増など東京都が重点的に進めている事業について、区での効果的な実施を検討し、連携を図っていく。
- A 東京都・隣接区と連携のもと、東京都・区市町合同で策定した「都市計画公園・緑地の整備方針」*（H18.3）に基づき、公園緑地の整備推進に努める。
- B 国、東京都の所管する施設に対しても、みどりの動向を総合的に区がチェックするシステムを確立する。

[S：重点的な取り組み A：早期の実現を努力 B：将来の実施を調整]



行動計画

21



みどりの推進審議会を運営します【継続】

内 容：

区のみどりの施策に対する総合的な調査・審議を行う機関として、新宿区みどりの推進審議会を運営します。

区民・地域組織の役割：

- ・ 区民委員に参加する。

区の役割：

- ・ 審議会を事務局として運営する。
- ・ 審議会での審議内容を区民に発信する。

これから の展開例

- A みどり施策、関連計画の進行管理、効果検証、新施策の提案、現場の視察等を行う総合的な機関として運営する。

[S：重点的な取り組み A：早期の実現を努力 B：将来の実施を調整]



行動計画

22



みどりの基金を活用します【拡充】

内 容：

区民、事業者等からの寄附金を活用することにより、区内に残された貴重な緑地などを公園用地として取得し、区内の緑地を保全するため、新宿区みどりの基金*を活用していきます。

区民・地域組織の役割：

- ・ 募金活動へ参加する。

事業者の役割：

- ・ 基金への寄附を検討する。
- ・ 苗木等緑化資材の提供を検討する。

区の役割：

- ・ 基金を活用してみどりの残る貴重な緑地などを購入する。
- ・ 小銭や苗木等を手軽に寄附できる制度を検討する。

これから の展開例

- A みどりの基金積立金を活用して、みどりの残る貴重な緑地を購入し保全する。
- A 公園整備基金を活用して、魅力ある公園の整備を行う。
- A 「みどりの基金」「公園整備基金」については、より効果的な活用が図れるように、両基金を統合する。
- B 区民が小額でも気軽に寄附できる募金制度を検討する。
- B 基金の利子の活用、用地買収以外へ活用のしくみを検討する。

[S：重点的な取組み A：早期の実現を努力 B：将来の実施を調整]

3. みどりの配置方針図と地域別方針



ここでは、地域の将来のまちづくり動向として、「新宿区総合計画」をもとに「計画の方針」、「行動計画」を受け、みどりの配置方針図を示し、地域別のみどりのまちづくり方針についてまとめました。

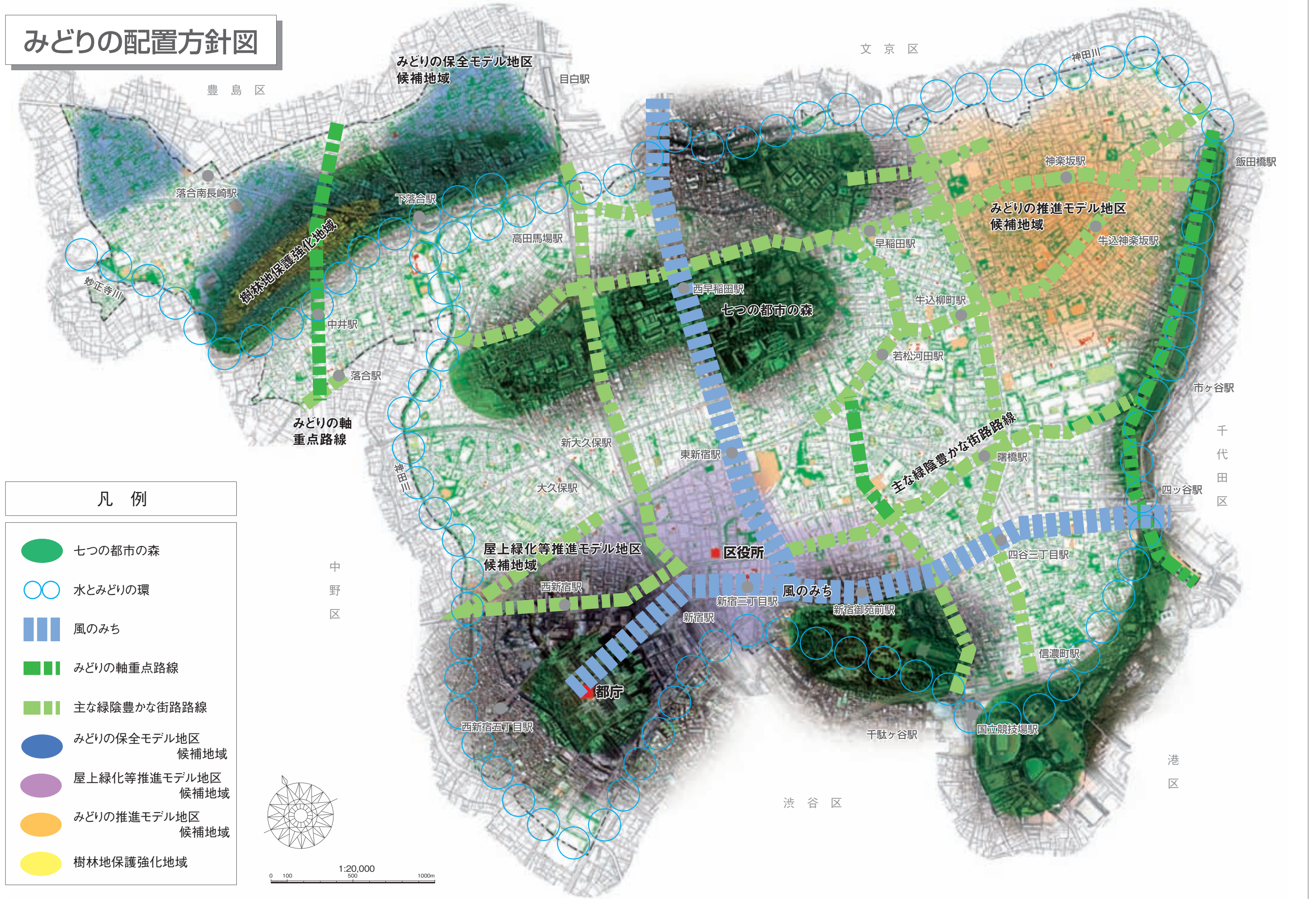
(1) みどりの配置方針図

「みどりの配置方針図」は、「新宿区総合計画」の「みどり・公園の整備方針図」をベースにして、「みどりの配置方針」(P 16)を具体的に地図上に示したものです。

みどりの配置方針図の実現に向けては、みどりの骨格、軸、モデル地区の形成と併せて、地域の歴史と文化のみどりの保全・創出、生活や活動の場にある身近なみどりの充実を図っていきます。さらに、新宿区を地域特性やみどりの分布特性などにより地域分けを行い、地域別によるみどりづくりの方針を示していきます。



みどりの配置方針図





【神田川の桜並木】



【外濠の水とみどり】